

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件
原告 辻 義則 外56名
被告 関西電力株式会社

準備書面(77)

【使用済燃料・放射性廃棄物・MOX燃料・命をつなぐ権利
について】

(連番 27、80)

2021年3月4日

大津地方裁判所民事部合議B口係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸謙一
同 菅 充行
同 高橋典明
同 吉川 実
同 加納雄二
同 田島義久
同 崔 信義
同 定岡由紀子
同 永芳 明

同 藤 木 達 郎
同 渡 辺 輝 人
同 高 橋 陽 一
同 関 根 良 平
同 森 内 彩 子
同 杉 田 哲 明
同 石 川 賢 治
同 向 川 さゆり
同 石 田 達 也
同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之
同 池 田 直 樹
同 清 水 脩
同 雪 谷 真里奈
同 関 口 速 人
同 中 川 博 貴

本準備書面は柴邦生陳述書（甲全第584号証）をもとに、使用済燃料と放射性廃棄物に関わる問題を再整理するとともに、原告ら準備書面（34）以後の動向を追加主張したうえで、被告準備書面（51）12頁以降の命をつなぐ権利批判への再反論として、幸福追求権としての命をつなぐ権利についての補充を主張するものである。

第1 原子力発電所からの使用済燃料および放射性廃棄物の問題

1 日本の核燃料サイクル政策の歴史概観と現状

日本の原発で用いられている軽水炉は、天然ウラン資源のごく一部だけしか利用できず、そのままでは大部分は廃棄物になってしまう。天然ウランには、核分裂するウラン235は0.7%しか含まれていないため、それを5%程度に濃縮して核燃料とするものの、大部分は核分裂しないウラン238だからである。ただし、ウラン238の一部は核分裂するプルトニウム239等になる。日本が資源小国であることから、使用済み燃料に残存するウランやプルトニウムを再利用することが原子力開発の当初からの考え方となった。すなわち、消費したプルトニウム以上に新たなプルトニウムを生み出すという高速増殖炉は、日本の原子力開発当初からの目標となり（甲全第585号証参照）、1956年9月に原子力委員会が定めた最初の「原子力開発利用長期基本計画」にも、「主として原子燃料資源の有効利用の面から見て増殖型動力炉がわが国の国情に最も適合すると考えられるので、その国産に目標を置くものとする」と記載されていた（甲全第586号証）。

その後、1970年に日本初の高速増殖炉である実験炉「常陽」が設置許可され、1977年に初めて臨海を達成したが、その後は長く休止中である。「常陽」でのデータをもとに建設された高速増殖炉の実用化のための原型炉「もんじゅ」が1985年に本体工事に着工し、1994年に臨海に達成、95年8月29日に発電を開始したが、同年12月8日にナトリウム漏事故が発生。運転再開のための工事が完了し、2010年5月に運転を再開したが、同年8月に炉内中継装置落下事故により、再稼働が不可能となった。2016年12月21日に廃炉が決定した。

現在、MOX燃料を燃やすプルサーマルが一部原発で実施されているものの、使用済MOX燃料を再度燃料として使うことは効率が悪すぎて現実性がない。

また、高速炉を動かさない限りは、処理した MOX 燃料は使えないことは原子力規制委員会の田中委員長が認めている（甲全第 589 号証）。

かくして、もんじゅ廃炉に象徴される高速増殖炉開発の頓挫により、国の原子力政策の柱として掲げられてきた核燃料サイクルは事実上破綻している。それでも核燃料サイクル事業は膨大な資金を投下して現在も進められている。

その一環として、仮に六ヶ所再処理工場が 2021 年度以降の近い将来に稼働をしたとしても、再処理によって抽出されるプルトニウムは安全保障の観点から上限量を超えて保管はできないから、常に生産した量に応じたプルトニウムの発電による「利用・処分」が必要となる。しかし、高速炉ではない通常炉での MOX 燃料の利用には限界があるうえ、一度燃やした後の使用済 MOX 燃料の行先はないから（甲全第 590 号証参照）、プルトニウムは利用処分しても処分しなくても結局のところ物理的にも経済的にも重荷になり（甲全第 587 号証の 3、同第 591、592 号証、593 号証の 2）、国策としての核燃料サイクルは実現できないのが現状である。

2 使用済燃料の行き場の問題

核燃料サイクル政策上、六ヶ所再処理工場には、使用済み燃料の送り先という重要な役割が課せられている。使用済燃料は、いわば六ヶ所再処理工場において生産される新たな燃料の原材料であるから、核廃棄物として扱われず、青森県への搬入が許され、「一時的」な貯蔵が許容される。福井県など原発立地県としても、使用済燃料は、新たな燃料としての原材料であるから、「一時的」に発電所構内で貯蔵することは許されるものの、やがては県外に搬出されることを電力会社に約束させている。そして受入自治体は、使用済燃料が再処理されず、使用済燃料という名前の核廃棄物として半永久的に保管されることになると、受入先が事実上の処分場となってしまうことから、使用済燃料の再処理をしない場合にはただちに原発立地県への返還を求めることになる。他方で、搬出元の原発立地自治体は、原発に半永久的に使用済燃料が「貯蔵」されることは事実上の発電所の処分場化となるから、使用済燃料の県外搬出を求めることになる（甲全第 591 号証）。こうして立地県と受入県の双方が使用済燃料を押し付けあう構図ができる。

しかも、仮に六ヶ所再処理工場が動き出せたとしても、再処理工場の実績に

照らして長期に事故で止まることは必至である。「余剰プルトニウム」を持たないという原子力委員会決定もあって、稼働率は上がらない。その結果、使用済燃料の発生原発での保管が長期化する（現在もそうである）。

再処理工場への搬入時期が予期できず、発電所地元からの搬出要求が高まる中で、その現実的解決策として、使用済燃料の中間貯蔵施設の建設が企図されてきた。しかし、この建設も各地での反対があり（甲全第597号証）、全く進んでいない。

たとえば、被告関西電力は2017年11月23日、大飯原発3、4号機の再稼働に福井県の同意を取りつけるため、使用済み燃料中間貯蔵施設の「県外立地地点を18年中に提示する」と約束したが果たせなかった（甲全第595、596号証）。その際、「20年末までに候補地を提示」と述べたが、結局明らかになったのは、むつ市の東京電力と日本原電との共同出資会社による中間貯蔵施設「リサイクル燃料備蓄センター」の利用という計画であった。ただし、このことはむつ市から猛反発にあい、現時点では、2023年頃までの提示にまで後退している（甲全第640号証）。

より先行きが深刻なのは使用済みMOX燃料である。現在、高浜原発3、4号機ではMOX燃料が装荷されているところ、使用済みMOX燃料について関西電力の廃止措置実施方針は、ウラン燃料の使用済み燃料と特段の区別することなく、「廃止措置終了までに再処理事業者に譲り渡す予定」と記述しているが、MOX燃料再処理事業者もその工場もいまだ存在せず、計画すらない中で、「再処理事業者に譲り渡す」という現実性は無い（甲全第598、599号証）。

もともと使用済みMOX燃料には半減期14.4年のプルトニウム-241の崩壊で生成するアメリシウム-241（半減期432年）が多量に蓄積することで、発熱量が大きく、長期間にわたって水冷を続けなければならない性質を持つ。そうすると、現在MOX燃料を水冷している使用済み燃料ピットを廃炉後も長期間維持し、解体ができないこととなり、廃炉後の解体計画に支障が生じる。仮に使用済みMOX燃料も比較的早く乾式貯蔵に移行できるとしたところで、それ以上に大量に通常の使用済みウラン燃料も貯蔵されており、いずれにせよ貯蔵場所に困ることになる。県外での中間貯蔵施設が無ければ、発電所構内で、廃炉作業中・作業後を通して長期的に貯蔵せざるを得なくなる。

3 低レベル放射性廃棄物の処分政策と現状

低レベル放射性廃棄物については、1957年6月公布の原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の下部法令である原子炉規則（原子炉の設置、運転等に関する規則、1958年2月）においては、低レベル放射性廃棄物のドラム缶（固体放射性廃棄物）は、「障害防止の効果をもった埋没箇所その他の廃棄施設」に廃棄するとされていた。つまり簡単に地下に埋めて捨てられると考えられていた。その理由としては、当時、放射線被曝の影響には「しきい値」があり、それ以下なら影響は出ないと考えられていたからである。

しかし、1959年7月、ICRP（国際放射線防護委員会）の新勧告で「しきい値」が否定されて、60年1月、規則から「埋没」の二字は消え、代わって海洋投棄への志向が強まった。ただし、具体的な政策は進められず、先延ばしがされていた。

1978年12月、原子炉規則が実用炉規則（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則）に変更された際には、「保管廃棄」という用語が採用された。使用済燃料がそうであるように、保管は有価物に対する措置であり、無価物の処分を意味する廃棄とは両立しない。しかし、処分の行き場の無さという実情を反映して、矛盾をはらむ「保管廃棄」という造語が法律用語として用いられた。

その後、海洋投棄計画が現実的政策として進められることとなり、実際に、北太平洋の海底への試験投棄が行なわれようとしたものの、太平洋の島々の住民の反対や国際世論のために投棄は困難となり、83年2月にはロンドン条約（廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約）の締約国会議が放射性廃棄物の海洋投棄は凍結すると決議、断念せざるをえなくなった。その後、93年11月には海洋投棄は全面禁止となったため、海洋投棄の道は閉ざされた。

そこで1986年5月の原子炉等規制法改正は、低レベル放射性廃棄物の集中貯蔵に関して、原子炉等規制法に「廃棄の事業」を新設し、事業所外での放射性廃棄物の廃棄が認められた。廃棄事業者が集中的に処分する場合には、廃棄事業者が安全確保に関する法律上の責任を負うこととされ、核廃棄物の発生・排出者である発電事業者の廃棄物に対する排出者責任が曖昧化していく出発

点となった。

日本原燃株式会社は、青森県六ヶ所村での低レベル放射性廃棄物埋設施設を設置し、同施設は 1992 年 12 月 8 日からドラム缶に固化した低レベル放射性廃棄物の受け入れを開始した。

低レベル放射性廃棄物には、放射線濃度に応じて L1 から L3 に分けられ、解体コンクリートや金属などの L3 (約 84%) は浅地中 (トレンチ) 処分、廃液、フィルター、消耗品 (手袋等) の L2 (約 14%) は浅地中 (ピット) 処分、制御棒、チャンネルボックスなど L1 (約 2%) は、中深度 (70m 以深) に埋設する処分方法がとられる (資源エネルギー庁

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/gaiyo/gaiyo01.html)。

上記日本原燃の六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターには現在 1 号、2 号埋設地があり、いずれも浅地中ピット処分が対象である。いずれも 4 万立米、200 リットルドラム缶 20 万本相当のキャパシティのうち、すでに 1 号には 149,107 本、2 号には 170,832 本が埋設されており、累積で、約 32 万本で 40 万の埋設能力上限まで大きな余裕はない (2021 年 2 月 20 日時点の日本原燃「低レベル放射性廃棄物埋設センター」の「運転情報 (日報)」による。甲全第 641 号証)。調査中の 3 号施設は低レベル放射性廃棄物の中でも比較的レベルが高い放射性廃棄物のための余裕深度処分の対象地となることが計画されているが、まだ建設されていない。

このように低レベル放射性廃棄物にしても、埋設処分の場所の確保は十分でなく、そのため低レベル放射性廃棄物が各原発施設に貯留され続けている。やや古い資料だが、次図 (甲全第 642 号証) は主な原子力施設における放射性廃棄物の保管量として、平成 21 年度末においては約 118 万 5700 本とされており、およそ原子力施設分だけでも (当該年度で約 65 万本) 上記施設だけでは賅えない量であり、その後の福島第 1 原発事故や廃炉に伴う放射性廃棄物を処分するためにはさらに膨大な量を受け入れるための処分場が必要となることは明らかである。

表2 主な原子力施設における放射性廃棄物の保管量

(1) 主な原子力施設における低レベル放射性廃棄物の保管量

[単位:200リットルドラム缶換算(本)]

機関	年度	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
実用発電用原子炉施設		約539,800	約567,500	約581,700	約602,700	約624,300	約648,500
日本原子力研究開発機構*		約162,000	約342,000	約346,000	約347,200	約349,100	約352,000
		約177,000					
核燃料加工施設 (原子力機構*の保有する施設)		約37,600	約41,200	約41,800	約43,600	約45,200	46,700
(社)日本アイントープ協会		約102,400	約109,800	約116,500	約120,000	約130,000	約138,500
計		約1,018,800	約1,065,500	約1,086,000	約1,113,500	約1,148,600	約1,185,700

(四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。)

*略称、原子力機構:上の欄は、旧日本原子力研究所の保管量を、下欄は旧核燃料サイクル開発機構の保管量を示す。

(国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力百科事典 ATOMICA
<https://atomica.jaea.go.jp/data/pict/11/11020501/02.gif> より)

4 高レベル放射性廃棄物の処分政策と現状

高レベル放射性廃棄物政策については、原子力委員会の廃棄物処理専門部会が1962年4月にまとめた中間報告書では、「ちょう密な人口、狭あいな国土、複雑な地質構造、地震などの多い環境条件などからわが国においてはその実施が困難と考えられる」、「わが国における地下水の分布とその利用状況、人口の分布状況などからみて、放射性廃棄物の土中埋没による処分は好ましい方法ではなく、今後も現行法通り禁止すべきである」と明記されており、地層処分は否定されていた(甲全第601号証)。

しかし、1976年10月に原子力委員会が示した方針では、「当面地層処分に重点を置くこととなったものの、「我が国の社会的、地理的条件に見合った処分方法の調査研究を早急に進め」とも書かれており、いまだ慎重な姿勢を示していた(甲全第602号証)。しかし、その後は地層処分が唯一の方針となっていく。2000年5月に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が成立し、この法律にもとづいて同年10月に処分実施主体の原子力発電環境整備機構(NUMO)が設立され、2002年12月から高レベル放射性廃棄物処分場の候補地の公募が始まった。2017年7月には経産省は、最終処分の適地を示す「科学的特性マップ」を公表した。2020年10月8日、北海道寿都町(すつつ)と神恵内(かもえない)村が応募し、文献調査が始まった。しかし、寿都町には地下断層があり、神恵内村に至っては、ほとんどの地域が火山の半径15km圏

で、処分場の立地には不適とされている。さらに、寿都町の隣の島牧村は 12 月 15 日、村内への「核のごみ」の持ち込みを拒否する条例を可決した他、2000 年制定の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」で核廃棄物を「受け入れ難い」と宣言している北海道知事は、次の段階の概要調査に入る時に反対する意志を示している。文献調査に対しては最大 20 億円が交付されるが、その後の概要調査、精密調査については、寿都町長自身、前に進むかどうかは住民に判断してもらうのが鉄則としており、先行きは極めて不透明である（甲全第 6 4 3 号証）。

5 廃炉による大量の新たな放射性廃棄物の処理問題

低レベル放射性廃棄物については六ヶ所埋設施設でドラム缶の受け入れが行なわれているが、廃炉によって生じる廃棄物の角型容器は規制基準が見直されない限り、受け入れの対象外であり、廃炉によって生じる大量の放射性廃棄物の処理処分は、今後の重大な課題である。

運転中の原発の使用済燃料や運転に伴い発生する放射性廃棄物の処理さえめどが立たないまま、その貯蔵が続いてきた中で、廃炉に伴う廃棄物問題は長らく手付かずの状態であった（甲全第 6 0 3 号証）。福島第一原発事故前にも、2001 年 12 月 04 日に廃止措置に着手した東海原発は、18 年 3 月に解体撤去完了予定であったが、3 回延期され、現在は 30 年度完了予定へと先延ばしされている。解体廃棄物の処分先は決まっていない。

原子炉の解体に伴って発生する低レベル放射性廃棄物は放射能のレベルが高い順に L1、L2、L3、その下にクリアランス対象廃棄物、放射性廃棄物でない廃棄物がある。本件に関していえば、廃止措置実施方針に記載された美浜・高浜・大飯各原発の解体作業で発生する廃棄物の予測量は、1 基当たり 30 万トンから 50 万トン近くになる。L1 については「中深度処分」とされているものの、規制基準は未整備であり、処分場がまだ存在しない。L2 は「ピット処分」で規制基準はできているが、六ヶ所埋設設備の対象外であり、クリアランス対象廃棄物、放射性廃棄物でない廃棄物の行き場も決まっていない。ちなみに、東海原発では 2015 年 7 月 16 日、2018 年度中の開始をめざして L3 を敷地内に処分することを原子力規制委員会に認可申請した。このように放射性廃棄物は地元に残ることが既成事実化されつつあるのである（甲全第 6 4 4 号証）。

本件に関しても、美浜・高浜・大飯各原発の廃炉措置に伴い発生するクリアランス対象廃棄物、放射性廃棄物でない廃棄物といえども、県外に引き受け手を見つけたことは困難が予想される。まして L3 の廃棄物を県外で処理することはより困難となり、敷地内処分その他地元に残る可能性が高い。

6 使用済燃料と放射性廃棄物の保管・運搬上の危険性と周辺住民の被害

(1) 事故発生危険性の危険性

本件原発は、上記に見た核燃料サイクル政策の破綻で、今後も限度いっぱいになるまで使用済み燃料を詰め込み、さらには高浜 3 号機では MOX 燃料を使用しており、使用済み MOX 燃料の貯蔵も始まっている。

すでに縷々主張してきたとおり、使用済燃料ピットの冷却失敗や航空機等の衝突などによる使用済み燃料の破損により、燃料被覆管のジルコニウムと反応しての火災が生じうる。また、沸騰による水の密度低下は、臨界事故を招き寄せるリスクがある。ことに発熱量の大きい使用済み MOX 燃料を抱え、リラッキングによる稠密な使用済燃料保管を行っている高浜原発 3、4 号機の潜在的リスクはより大きい。

貯蔵ピットからの水漏れ事故のリスクも各原発で起こっている。また、各号機で貯蔵ピットを共有化していることから、号機間輸送時の使用済み燃料や輸送キャスクの落下事故も考えられる。さらに、六ヶ所再処理施設の操業や中間貯蔵施設の建設が行われた場合、施設間での搬送時に事故が起こりうる。

使用済燃料や放射性廃棄物の施設内保管量の増大と施設間移動の必要性、さらにはそれらの保管・移動作業対象時間の長期化だけでなく、その不透明性や社会との摩擦は、それを長期にわたり保管・管理し、移動などの作業を行う現場の士気を低め、あるいは現場の弛緩をもたらし、それだけ事故の機会を増やすことになり、周辺住民の生命・健康を脅かすリスクを高め、その不安を増大させ、人格権・平穏生活権を侵害し続ける。

(2) 命をつなぐ権利の侵害・経済的な負担

上述の事故への恐怖、廃炉になってもまだ廃棄物が残りつづけること、すなわち発電所が「使用済み燃料、放射性廃棄物、そして発電所の墓場」になることによる閉塞感、ふるさとを汚されることへの忌避感、後世代に負担を

残し未来へ命を繋げる持続性の欠如に伴う罪悪感などは、原告ら周辺住民の幸福追求の権利としての命をつなぐ権利を侵害する。

また、試算のたびに高騰する核燃料サイクル関連費用は、税金あるいは電気料金として具体的に原告らの家計に影響するようになった。2020年7月17日、経産省は、原発事故賠償負担金2.4兆円、廃炉円滑化負担金4700億円の託送料金への上乗せを承認した。原発事故の責任や廃炉について原発に反対する者も含めて広く国民に負担をさせる制度であり、事故についての事業者責任、廃炉等に伴う廃棄物の処理費用などについての排出者責任を曖昧化するものである。

第2 命をつなぐ権利（再論）

1 命をつなぐ権利とは

原告らが主張する命をつなぐ権利とは、憲法13条の人格権としての幸福追求権の1つである。自分の世代では処理できない極めて危険な放射性廃棄物（高レベル放射性廃棄物を含む）を大量に生み出し、本件原子力発電所に蓄積する被告関電の行為が原告らの幸福追求権を侵害することを根拠として、人格権に基づく差止を請求するものである。

2 生命・身体に関する人格権との関係

人格権（生命・健康）に対する具体的危険性に対する差止請求権は、生命・身体に対する放射性廃棄物から放出される放射線等による住民らの生命・身体への侵害の具体的危険が要件となる。また、人格権としての平穏生活権は、生命・身体に対する不合理な危険（リスク）による生活上の継続的な精神的不安を法的保護利益とする。仮に人格権侵害の切迫した具体的危険がなくても、人格権侵害の不合理なリスクがある場合には、平穏生活権に対する侵害として差止請求が認められるべきものである。

生命・身体に関する人格権は、生命・身体という保護法益（被保全権利）が明白であり、またその要保護性に法的な争いもないため、差止請求権の成否に関する基本的な争点は、それへの「具体的」あるいは「切迫した」危険性の立証に絞られる。民事の原発差止訴訟の多くが主としてこの点をめぐって争われている。また平穏生活権については、人格権本体に対する具体的危険がなくて

も、不合理なリスクによって権利侵害が生じるため、人格権侵害による差止を前倒しで実現することになるが、受忍限度を超える違法性があるかどうか争点となりうる。

それに対して、命をつなぐ権利は、人格権の中でも生命・身体そのものを保護法益とするのではない。そうではなく、10万年以上という個人の生命を超えた宇宙的な時間にわたる危険性の継続と、今後必要となる処分と管理のための莫大なコスト、ならびに処分の立地場所や処分方法をめぐる激しい社会的紛争を伴う放射性廃棄物を、良心に反して自らの世代が後世に残し、次世代以降の将来の世代に対する加害者となることに対する精神的苦痛からの自由を保護法益とする。言い換えると、個人の命を超えて持続可能な社会を次の世代に継承していくことは私たちの道義的責任であるとともに、それが実現されることが私たちの人生の中核的な意味としての人格的幸福を構成する。にもかかわらず、将来世代に放射性廃棄物の負荷を背負わせ不幸にすることを現在世代が集団的に行うことは、原告らの幸福を追求する権利を侵害する。憲法13条の幸福追求権は、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利であるところ、生態系を破壊しうる巨大なリスクを子や孫やその先の世代に残さない生き方をすることは、人間としての基本的な倫理であり、その倫理に反する生き方を社会的に強制されることは原告らの幸福追求権を侵害する。

3 幸福追求権の内容

(1) 人間個人としての幸福追求が可能となるためには、幸福実現が可能な集団的基盤としての自然環境・社会環境の維持を必要とする。すべての人が幸福であること自体は保障できないが、すべての人が健康で文化的な最低限度の生活が保障された中で幸福になりうる社会基盤がなければ、どの個人も幸福にはなれない。さらには、個々人は自分の生命がいつ終わるのか予測できないから、個人の幸福追求のためには、その社会基盤には時間的な継続性が必要である。さらには、人は一般に自分が亡くなっていることが確実といえる未来についても、後輩や子や孫など具体的につながりがある人はもちろんのこと、見知らぬ次世代を含めて、自分たちが継承した有形・無形の文化資産を継承して社会が継続していくことを望む。しかも、将来の人類が少なくとも健康で文化的な最低限度の生活が保障された自然・社会基盤の中で、さ

らに将来に向かって命をつないでいくことができることを望む。私たちは意識的無意識的に、人類の存続と文化の継承の長い歴史の中の一瞬に自分が位置づけられることに意味を見出している。

地球46億年の歴史の中で、約39億年前に生命が誕生し、進化と絶滅を繰り返しながら、およそ20万年ほど前にホモサピエンスが枝分かれし、今日の私たちにつながるまでの様々な種の歴史は、個々の命のつながりの歴史でもあるから、命をつなぐことは生物のDNAに組み込まれた本質的営みでもある。

その中でも高度の知能を持つ人間にとって命をつないでいくことは、私たちの死後も持続可能な社会が維持され将来にわたって続くという集団的営為の継続であり、それは有限な命しか持たない私たちの生きる上での希望であるとともに、私たちが生きていくうえでの幸福感の重要な基礎の1つである。

国連の持続可能な開発目標（SDGs）は、持続可能な発展（開発）のための世界中の国家、企業、個人の共通の目標として設定されているが、それは逆に言えば今日人類および世界の持続可能性があらゆる面から危機に瀕していることの裏返しでもある。人類の滅亡に向かって将来の世代が命をつなぐ自然基盤や社会基盤を急速に失っていく具体的なリスクがあるからこそ、今日、命をつなぐことが当たり前のことではなく、世界的集団的な努力と協調が必要であることが意識されるようになったのである。

したがって、国家、企業、私人が世界の持続可能性を大きく脅かすような自然の破壊、人造成的な巨大リスクの創出等をもたらす場合、その行為は、未来に向かってよりよき世界を引き渡していきたいという私たちの生きる希望、幸福そのものを大きく侵害するのである。

(2) 哲学者のサミュエル・シェフラーは、「死と後世」(Samuel Scheffler “Death and the Afterlife” Oxford University Press、2013)の中で、「もしある人が自分の死後30日たつと人類が滅亡すると知っているとしたら」という〈ドゥームズデイ＝最後の審判の日＝シナリオ〉と「もし誰も早死にしないが今後地上に子どもが1人も生まれなくなるとしたら」という〈不妊のシナリオ〉をもとに、思考実験をしている。

前者の場合、「私たちは、自分が行っている多くの活動や経験にほとんど

価値を見出せなくなるだろう。「それらの意義は自分自身の死ではなく、人類の死滅によって失われる。この推測が正しいならば、人は自分の死後も人類が存続し続けることに価値を見出していることになる。それは自分自身の子孫に対する配慮とは別である。人は自分がなくなったパーティが続くように、未来の人間社会も続き、自分もその一部に連なっていたいと望むのである。」

後者の場合も、「<ドゥームズデイシナリオ>と同じように、人々は自分自身が早死にするわけでないからといって無関心ではいられず、社会の中でアパシーやアンニュイが蔓延するだろう。」「・・・自分を含めて、いま生きている誰もが遠くない将来死ぬということは何らカタストロフではないが<不妊のシナリオ>はカタストロフだということは、我々の利己性は誇張されがちであり限界を持っているという事実を意味する。<不妊のシナリオ>がカタストロフだという判断は、単に最後の世代の人々の生活状態への憂慮だけから来ているのでもない。彼らの生活が安楽なものだろうとしても、それはやはりカタストロフなのだ。」（上記翻訳ないし要約は、森村進「未来世代に配慮すべきもう一つの理由」（宇佐美誠編著「気候正義 地球温暖化に立ち向かう規範理論」（勁草書房、2019年）87頁以下による。甲全第645号証）。

シェフラーの上記議論は、放射性廃棄物や気候変動問題に直接言及しているわけではないが、私たちの生きる意味としての自己利益の保全にも依拠していることを示唆している（森村・87頁参照）。この自己利益こそ幸福追求権の中核にある人格的利益である。

(3) 私たちの将来世代への配慮の必要性は、自己利益のみならず、私たちの将来世代に対する倫理観や道義的責任からも根拠づけられる。私たちは「人に迷惑をかけない」ということを人生における倫理的な価値、道徳としている。特に自分の不始末は自分で片づけるということは、人としての最低限の生活上のモラルである。

ところが、原発からの放射性廃棄物に関しては、私たちが電力というエネルギーを取り出し、その便益を享受してこの世を去った後、高レベル放射性廃棄物については10万年以上という人類史そのものに匹敵するようなタイムスケールでの管理責任を後世に委ね、しかも、そのための費用も十分に

積み立てていないのである。私たちは、電力というひと時の便益のために、それとはまったく均衡がとれないリスクとコストと紛争の種を後世に押し付けていることになる。言い換えれば後世に対する計り知れない「迷惑」を押し付けていることになる。ここでの「迷惑」は、社会における相互の支えあいによる受忍というレベルをはるかに超え、片面的で、不公正でかつ著しく巨大な負荷である。現世代のみが便益部分を先取りし、将来世代のみがその意思決定への参加無くしてリスクとコストの多くを引き受けさせられることは、著しく不公正である。

(4) 仮にいずれどこかの地域が高レベル放射性廃棄物の最終処分場を引き受けたとした場合、住民はそこに住み続けるかぎり、核廃棄物の輸送や処分プロセスにおけるリスクや風評被害と未来永劫つきあい続けなければならない。消費者と生産者の発電による利益と、処分場を引き受けた地域の人々の生活、生命、健康、日常、財産、人としての尊厳、生きる希望に関する犠牲とは、経済的価値だけでは均衡しない。放射性廃棄物が生み出すリスクはあまりに大きく、時間的にも空間的にもおよそ公平なリスクの配分は不可能である。

このように、未来の世代や特定の地域の住民の犠牲を前提に、現在の消費者や電力生産・販売者が利益を得ながら、再処理によって高レベル放射性廃棄物を日々生み出し、蓄積することは、原告らの倫理感や道義心に反し、その幸福感を大きく損なうものである。原告らは、自分たちが引き継いだ地球環境を、同世代および次の世代が人間として真っ当に幸福が追求できる状態で維持し、引き継ぐ倫理的責任を負っていることを深く自覚しているからである。

(5) 命をつなぐ権利の侵害の客観性

命をつなぐ権利は、精神的人格権をコアとする主観的権利である。したがって、差止を正当化する権利侵害については、その権利性や侵害の客観性が要求されよう。

まずは放射性廃棄物による自然や社会に対するリスクの巨大性である。10万年もの時間がかかる高レベル放射性廃棄物の処分と管理を、プレート境界上の世界でも有数の地震多発国・火山国である日本で行うことや、国土が狭隘で人口密度が高い日本の国土において多数の原発に使用済核燃料や放

放射性廃棄物が保管され続けていることに伴うリスクの巨大性があり、そのリスクは、原告らはもちろん原告らに続く現在生きている次世代の人々、ひいては現存しない将来の世代に確実に承継されることとなり、原告らが命をつないでいく責任と希望を全うできなくし、その幸福追求権が侵害される。

次に、2004年の限定的な試算でも約19兆円ものコストがかかるとされた放射性廃棄物の再処理・核サイクル構築運営のコストの巨大性である。

第三に、核燃料サイクルのシステムとしての不合理性である。保管するにも処理するにも困難なプルトニウムを得るために、人為的に大量の高レベル放射性廃棄物を生み出すことはあまりに不合理である。

第四に、世代間および地域間の不公平性である。

第五が、電気を得るための再生エネルギー等、世代間・地域間の不公正をもたらさないような代替手段の存在である。

以上の客観的事情に、原告らがいずれも命を後世につないでいく倫理的責任を尊び、次世代に持続可能な社会を引き渡すことに人生の重大な価値を見出す人生を生きている主観的事情が加わるとき、原告らの命をつなぐ権利の侵害を客観的に侵害しているといえるのである。

4 次世代の権利との関係

被告は、高松高決平成30年11月15日（判例時報2393・2394号383頁）を引用して、命をつなぐ権利は別人格である将来世代の国民の人格権侵害を主張するものであり、法的な要保護性、権利性を否定しているとする。

しかしながら、上述したとおり、命をつなぐ権利論は、これから将来に生まれる次世代を具体的な権利主体としてその権利に対する被告の事業による侵害を主張しているのではない。次世代にリスクとコストを無責任に押し付ける不合理なシステム・施設の構築が、その幸福追求権を侵害していると主張しているのであって、原告らの人格権侵害の主張なのである。

しかも、私たちが自分たちの幸福追求権侵害のファクターとして、私たちがリスクやコストを押し付けていく対象としての次世代とは、必ずしも30年後、100年後に生まれる、まだ権利を取得していない次世代だけを意味しているのではない。

すでに福島原発事故の損害賠償負担金や廃炉円滑化負担金などを託送料か

ら負担する仕組みが始まり、福島原発事故に関わる国民負担は増大し続けている。廃炉などでさらに増大するコストも含めて私たちよりも長く生きる次の世代にとってはさらに負担が増大する。将来世代の負担とは、すでに現世代で始まっている負担の承継と長期にわたる継続を意味するものである。

この点からも、原告らは、原告らと別人格である将来世代の権利侵害を主張しているのではなく、原告らの基本的倫理・自己利益という人格的利益への侵害を理由として本件訴訟を提起している。

以上